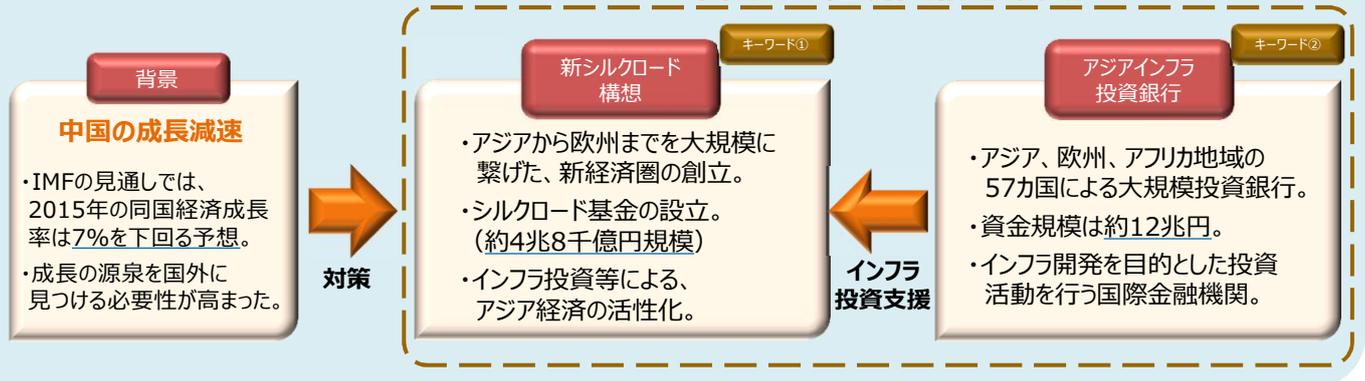


※本レポートは、ハーベスト グローバル インベストメント リミテッド提供の情報に基づき、SBIアセットマネジメントが作成

2015年5月吉日

- 中国は新たな成長戦略として「新シルクロード構想」を立ち上げ、同時にアジアのインフラ投資を加速させるために「アジアインフラ投資銀行(AIIB)」の設立に向けて動き出しました。
- 中国のこれらの政策によって、「アジアフロンティア」と呼ばれる地域に恩恵がもたらされる可能性があります。

中国 大経済圏構想戦略



中国の掲げる大経済圏構想戦略①

キーワード① 新シルクロード（一帯一路）構想とは

- 中国が新たな成長戦略として提唱している政策構想のことを指します。
陸と海の2つの経路で中国から東南アジア、中央アジア、インドやアフリカを経由しヨーロッパまでを結ぶ、巨大な経済圏構想のことを言います。
- 「一帯」＝「陸のシルクロード」：中国から中央アジアを経由しヨーロッパまでを鉄道で繋ぐ陸上ルート进行指します。
 「一路」＝「海のシルクロード」：アジアやインド、アフリカを経由しヨーロッパを結んだ海上ルート进行指します。
- このアジア・欧州・中東・アフリカを繋ぐ巨大な経済貿易圏は貿易や資本取引の拡大が目的とされており、影響としては各国の天然資源へのアクセス・利用の多様化、安全保障の確保、物流網や工業団地の発達等、経済規模の拡大が予想されています。2014年末、中国はこのシルクロード政策を実現させるため、インフラ整備や資源開発などに係る投資を行うための基金、「シルクロード基金」を400億ドル（約4兆8千億円）出資して設立しました。

新シルクロード構想 概念図



※ハーベストグローバルインベストメント提供の情報に基づきSBIアセットマネジメントが作成。

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目録見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

中国の掲げる大経済構想戦略②

キーワード②

アジアインフラ投資銀行 (AIIB) とは

- ▶ 中国はシルクロード基金の設立に加えて、インフラ投資等の資金提供を目的とした国際金融機関、「アジアインフラ投資銀行 (AIIB)」の設立を目指しており、1,000億ドル (約12兆円) もの資金規模になる見通しです。今後中国の抱える巨額なマネーが関係各国へ大きな経済的利益をもたらすものと見込まれます。既に新シルクロード構想を通じた貿易量の増加を見越して、主に鉄道・高速道路、石油パイプラインを拡張するための開発工事を開始しています。
- ▶ AIIBの創設には既に57カ国ものメンバーが参加表明しており、世界規模での動きとなっています。(下表参照)

AIIB参加
表明国

※2015年4月末時点

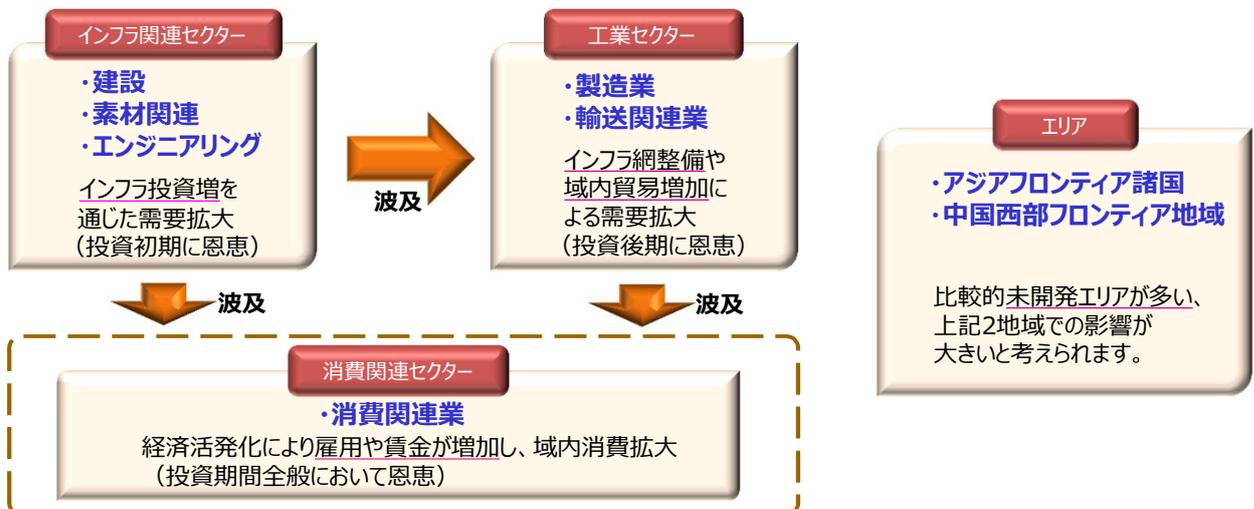
中国	インド	バングラデシュ	スリランカ	ネパール	パキスタン	モンゴル	モルディブ	ニューゼaland	オーストラリア	韓国	ブルネイ
カンボジア	インドネシア	ラオス	マレーシア	ミャンマー	フィリピン	シンガポール	タイ	ベトナム	ロシア	カザフスタン	ウズベキスタン
アゼルバイジャン	キルギス	タジキスタン	グルジア	ヨルダン	カタール	クウェート	サウジアラビア	オマーン	トルコ	イラン	アラブ首長国連邦
イスラエル	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	スイス	オーストリア	オランダ	ルクセンブルク	デンマーク	スウェーデン	ノルウェー
フィンランド	スペイン	ポルトガル	マルタ	ポーランド	アイスランド	ブラジル	エジプト	南アフリカ			

※各種メディア情報を参考にSBIアセットマネジメントが作成。色分けは地域別 (ピンク: アジア、ライトブルー: 旧ソ連、イエロー: 中東、ブルー: 欧州、グリーン: 南米、ブラウン: アフリカ)。

アジアインフラ投資銀行、新シルクロード構想の影響とは？

- ▶ 巨額な投資マネーを生み出す中国の政策ですが、これらのインフラ開発投資プロジェクトによって、幅広いセクターの企業が恩恵を受けることになるでしょう。
- ▶ 中国の政策による恩恵の影響は、比較的未開発エリアが多いアジア・フロンティア諸国、中国西部フロンティア地域で特に顕著に表れると考えられます。

<大規模インフラ投資政策の恩恵を受けられる可能性の高いセクター、エリア>



○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書 (交付目録見書) の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

フロンティア諸国とは？

- ▶ フロンティアとは、未開拓という意味であり、いわゆる新興国（ブラジルやインド等）の後に発展するとされている地域や国々のことを指します。アジアフロンティア諸国に属する国としては、ベトナムやスリランカ、バングラデシュ等が挙げられます。また、中国西部フロンティア地域は、内モンゴルやチベット、新疆（しんきょう）、雲南等の地域を指します。
- ▶ これらフロンティア諸国・地域の特徴として、「労働人口が多い・豊富な資源・内需拡大による旺盛な消費拡大」等が挙げられ、高い経済成長が期待できます。
- ▶ またアジアフロンティア市場は世界の主要な市場との相関性が低く、資産ポートフォリオのバランスを高める目的においても有効なアセットクラスであると考えられます。しかし、アジアフロンティア市場への投資手段は少なく、現状は投資機会が限られています。

アジアフロンティア市場の他市場との相関性				
	米国	英国	日本	香港
カザフスタン	0.36	0.39	0.32	0.42
ベトナム	0.24	0.23	0.23	0.29
スリランカ	0.17	0.23	0.15	0.20
モンゴル	-0.04	-0.04	0.03	-0.02
バングラデシュ	-0.06	-0.08	-0.07	-0.03

※相関係数とは
 ・相関係数 = 1の場合、全く同じ動き。
 ・相関係数 = -1の場合、全く反対の動き。
 ・相関係数 = 0の場合、相関性が全くない。
 つまり、0に近いほど、関連性が低い。

※ハーベストグローバルインベストメント提供の情報を基にSBIアセットマネジメントが作成。

アジアフロンティア市場への投資方法は？

- ▶ 中国主導のインフラ投資によって今後中長期的に経済成長が期待できるアジアフロンティア市場ですが、投資手段が少なく、恩恵を受けられる地域への投資は希少性が高いと言えます。数少ないこれらの地域の株式への投資ファンドの1つとしては、「SBIハーベストアジアフロンティア株式ファンド」が挙げられます。本ファンドは、スリランカ・バングラデシュ・ベトナム・カザフスタン・モンゴル等のアジアのフロンティア地域を主な投資対象国としており、AIIB等の恩恵を受けやすい国々への貴重な投資手段となり得るでしょう。

＜ハーベストアジアフロンティアファンドの投資対象国・地域＞



※ハーベストグローバルインベストメント提供の情報を基にSBIアセットマネジメントが作成。

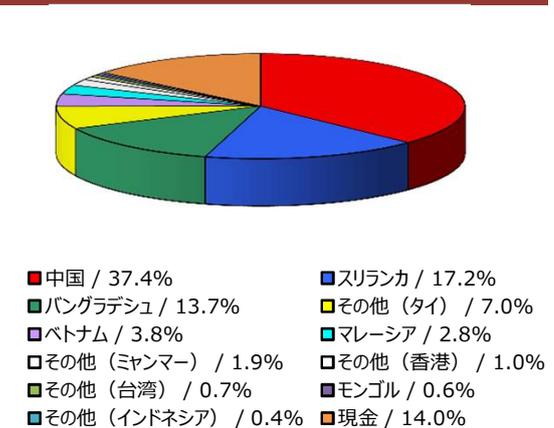
○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目録見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

アジア・フロンティア諸国への投資：ハーベスト アジア フロンティア株式ファンド

- ハーベスト アジア フロンティア株式ファンドは、中国の大規模インフラ投資政策の恩恵を受けられる可能性の高い、アジアフロンティア諸国への投資を行う希少性の高いファンドであり、運用実績も以下の通り順調です。
- 今後、アジアフロンティア地域の高い経済成長力、そして中国の政策の恩恵を受けられる可能性があります。



投資対象国・地域別構成比率 (4月末時点)



アジア・フロンティア諸国紹介



ベトナム

- ベトナムの年齢層別人口分布を見ると、若年層の割合が非常に高く、若さに溢れた国であると言えます。
- また外資の誘致にも積極的で、国内への投資が増加傾向にあります。賃金水準が他のアジア主要国と比較して低く、今後の成長にも期待ができます。



スリランカ

- 以前は農業依存型の経済体制でしたが、近年の経済発展に伴い、製造業や小売業が発展する段階になっています。現在では衣類製品が最大の輸出品目となっています。
- また観光業も盛んであり、8つの世界遺産を有しています。近年では観光客数も急激に増加しており、産業の多角化も進んでいます。



モンゴル

- モンゴルは、中国とロシアに挟まれた戦略的要衝に位置しており、世界最大級の石炭、金、銅の埋蔵量を持つ、天然資源大国です。
- 1人当たりGDPは4,000ドルに達しようとしています。一般的に1人当たりGDPが3,000ドルを超えると、家電や耐久財が普及する水準と言われており、今後消費力の増大が見込めます。

※ここではハーベスト アジア フロンティア株式ファンドにおいて投資対象としている国のうち、3カ国のみ紹介しております。

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書（交付目論見書）の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。

ご留意事項

< 基準価額の変動要因 >

本ファンドは、主に投資信託証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等（外貨建て資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。特に、本ファンドは投資信託証券への投資を通じて実質的にフロンティア諸国の株式等への投資を行います。一般的にフロンティア市場への投資は、先進国市場への投資に比較して、カントリーリスクや信用リスク等が高くなります。したがって、基準価額が大きく下落し、非常に大きな損失を生じるおそれがあります。本ファンドに生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。本ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。ただし、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

主な変動要因

株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建て資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建て資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合などには、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額に影響を受け損失を被ることがあります。特に、本ファンドが実質的に投資するフロンティア市場は、一般に先進国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度（市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等）やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性が考えられます。また、発行者情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、フロンティア諸国への投資については、一般的に先進国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

信用リスク

投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額に影響を受け損失を被ることがあります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

流動性リスク

投資者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。特に、フロンティア諸国の株式は、先進国に比べ、相対的に流動性リスクが高くなると考えられます。

その他の留意点

- ・ 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- ・ 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ・ 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。なお、デリバティブ取引については、社内規則に基づいて投資方針に則った運用が行われているかを日々モニタリングをしています。

<お申込メモ>

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	継続申込期間：購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して8営業日目にお支払いします。
購入・換金申込 受付不可日	日本または香港の商業銀行の休業日には受付を行いません。
申込締切時間	原則として午後3時までとします。なお、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付分として取扱います。 ※受付時間は販売会社によって異なることでもありますのでご注意ください。
購入の申込期間	平成27年1月28日（水）～平成28年1月26日（火） ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込 受付の中止 及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込の受付を中止すること及びすでに受けた購入・換金（解約）の申込の受付を取消す場合があります。
信託期間	無期限（設定日：平成23年10月28日（金））
繰上償還	受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	決算日年1回、原則として10月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※販売会社によっては、分配金の再投資コースを設けています。詳細は販売会社または、委託会社までお問い合わせください。
信託金の限度額 公告	ファンドの信託金の限度額は500億円です。 委託会社が投資者に対して行う公告は、日刊工業新聞に掲載されます。
運用報告書 課税関係	ファンドの毎決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、あらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。 課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 益金不算入制度の適用はありません。

<ファンドの費用>

■ 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込金額に3.24%（税込）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額となります。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して0.3%を乗じて得た額を、ご換金（解約）時にご負担いただきます。

■ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に 年1.4472% (税抜:年1.34%) を乗じて得た金額とします。運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。なお、当該報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。		
	運用管理費用(信託報酬)		
		年 1.4472% (税抜:年1.34%)	
	内訳	(委託会社)	年 0.648% (税抜:年0.60%)
		(販売会社)	年 0.756% (税抜:年0.70%)
	(受託会社)	年 0.0432% (税抜:年0.04%)	
	投資対象とする外国投資信託証券の信託報酬 ^{※1}	年 0.65%	
	実質的な負担 ^{※2}	年 2.0972%	
その他の費用 及び手数料	※1 本ファンドが投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.65%)を表示しています。 ※2 本ファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加味した、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率になります。 ファンドの監査費用、有価証券売買時にかかる売買委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用、開示書類等の作成費用等(有価証券届出書、目論見書、有価証券報告書、運用報告書等の作成・印刷費用等)が信託財産から差引かれます。なお、これらの費用は、監査費用を除き、運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを示すことができません。		

※ 当該費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社、その他関係法人

委託会社 SBIアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第311号 加入協会/一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会(信託財産の運用指図、投資信託説明書(交付目論見書)及び運用報告書の作成等を行います。)

受託会社 三井住友信託銀行株式会社(信託財産の保管・管理業務を行い、収益分配金、一部解約金及び償還金等の受付を行います。)

○本資料は、SBIアセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータに基づき作成されておりますが、その正確性、完全性について保証するものではありません。また、将来予告なく変更されることがあります。○本資料中のグラフ、数値等は過去のものであり、将来の傾向、数値等を予測するものではありません。○投資信託は値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本保証はありません。○投資信託の運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。○お申込みの際には必ず投資信託説明書(交付目論見書)の内容をご確認の上、お客様自身でご判断ください。